

青梅市地域共生社会推進審議会傍聴等規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、青梅市地域共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の公開）

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、審議会を傍聴することができる。ただし、審議会の内容が青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴の許可）

第3条 審議会の傍聴を希望する者は、青梅市地域共生社会推進審議会会長（以下「会長」という。）に対して、審議会開始時刻までに書面（別記様式1）により傍聴を申し込むものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、審議会会場に入室することができない。

3 傍聴者の定員は10人とする。傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。会長が特段の事情があると認める場合には、定員によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付にかかる事務は、地域福祉課が所管する

（傍聴者の審議会資料の閲覧）

第4条 会長は、審議会を開催するときは、審議会資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、審議会資料に青梅市情報公開条例に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。

(2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。

(3) 酒気を帯びていないこと。

- (4) 審議会中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、審議会の妨害をしないこと。
- (7) 飲食または喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他審議会の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者は、審議会会場においては、会長および審議会の庶務を担当する地域福祉課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否および退出の命令)

第6条 会長は、前条のいずれかに該当すると認める者については、入室の拒否または退出の命令をすることができる。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に退出の命令を受けたとき。
- (2) 会長が審議会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退出を命じられた者は、当日再び審議会会場に入ることはできない。

(会議録等)

第8条 審議会の会議録および会議資料は、原則公開とする。ただし、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

2 会議録の記載内容は、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題、発言要旨その他必要事項とする。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。